県章

三重県公報

令和7年6月17日　（火）

第　626　号

毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
426	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健康推進課）	2
427	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	2
428	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（治山林道課）	2
429	同件	（同）	9
	公　　告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	12
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	12
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（保健環境研究所）	12
	お　知　ら　せ		
	一般競争入札を取り止めた旨	（農産物安全・流通課）	15

告　　示

三重県告示第 426 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

医療機関の種別	医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
訪問看護	訪問看護リハビリステーションからふるかわさき	亀山市川崎町 1656 番地 1	令和 7 年 6 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション　ポトス	松阪市本町 2218	令和 7 年 6 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションぴいす	名張市夏見 4-1	令和 7 年 6 月 1 日

三重県告示第 427 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日　第 7 号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長　西井　正	三重県多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21

3　変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
長谷川　雅人	もみ、玄米、小麦、大豆	K2417124

三重県告示第 428 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

第 1

1　通知することができない者の氏名

西村　良則

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字水晶山 809

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第2

1　通知することができない者の名称

株式会社一晃興産

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字水晶山812

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第3

1　通知することができない者の氏名

原田　保基

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低635の108

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4

1　通知することができない者の氏名

原田　庄平

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低635の121

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第5

1　通知することができない者の氏名

吉田　寛

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低635の140

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第6

1　通知することができない者の氏名

笹間　啓作

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低635の155、635の156

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第7

1　通知することができない者の氏名

村田　修

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字雨低635の159

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第8

1　通知することができない者の氏名
村田　健治
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字雨低 635 の 168、635 の 171
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9
1　通知することができない者の氏名
中原　道秋
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字雨低 635 の 173、635 の 182
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10
1　通知することができない者の氏名
山中　秀雄
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市両尾町字奥南谷 750 の 1
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 11
1　通知することができない者の氏名
山中　はる子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 2

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 12

1　通知することができない者の氏名

中川　助太郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 3

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 13

1　通知することができない者の氏名

天野　丹蔵

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 9

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 14

1　通知することができない者の氏名

天野　孝郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 13

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 15

1　通知することができない者の氏名

片岡　ふみ

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 28

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 16

1　通知することができない者の氏名

山中　秀雄

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 30

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 17

1　通知することができない者の氏名

片岡　憲一

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷 750 の 31

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第18

1　通知することができない者の氏名

若林　主雄

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷751の7

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第19

1　通知することができない者の氏名

岩田　熊橋

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷751の7

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第20

1　通知することができない者の氏名

豊田　幸平

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市両尾町字奥南谷754の3、754の4

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第429号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和7年6月17日

三重県知事　一　見　勝　之

第1
1　通知することができない者の氏名
西村　金治郎
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市安坂山町字楠木311の9
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2
1　通知することができない者の氏名
市川　宇吉
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市安坂山町字楠木311の9
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第3
1　通知することができない者の氏名

小林　重作

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字楠木 311 の 9

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1　通知することができない者の氏名

山崎　清太郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字楠木 311 の 9

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1　通知することができない者の氏名

上田　豊吉

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字蓬原 1144 の 3

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1　通知することができない者の氏名

馬路　たま子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市安坂山町字蓬原 1144 の 3
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7
1　通知することができない者の氏名
上田　清
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市安坂山町字貝城 1165 の 16
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8
1　通知することができない者の氏名
上田　滿
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀山市安坂山町字貝城 1165 の 72
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

木曽岬町土地改良区（桑名郡木曽岬町大字西対海地 251 番地）

退任理事

桑名郡木曽岬町大字和泉 72 番地　　加　藤　　隆

就任理事

桑名郡木曽岬町大字源緑輪中 301 番地　　三　輪　一　雅

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 6 月 5 日	名張市平尾 2486-1 の一部ほか 7 筆	名張市鴻之台 4 番町 60 株式会社平安コーポレーション 代表取締役　月成　陽一
令和 7 年 6 月 6 日	多気郡多気町四疋田字サンマイ谷 557-1 ほか 52 筆及び相可字好田谷 2083-3 ほか 44 筆【3 工区】	多気郡多気町相可 1600 多気町長　久保　行男
令和 7 年 6 月 9 日	いなべ市北勢町阿下喜字上惣作 266 ほか 10 筆及び字八反田 96-7 ほか 2 筆	鈴鹿市岡田 2 丁目 7-23 太洋不動産株式会社 代表取締役　髙橋　弘志

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 17 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

高速液体クロマトグラフ四重極型質量分析計一式の購入及び保守点検業務

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託期間

契約締結の日から令和 15 年 2 月 28 日（月）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県四日市市桜町 3684-11　三重県保健環境研究所

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒512-1211　三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課　担当　水谷

電話　059-329-3800　　ファクシミリ　059-329-3004

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

①　本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合　令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時までに本システム上で通知を行います。

②　書面による競争入札参加資格確認申請の場合　令和 7 年 7 月 24 日（木）17 時までに通知書を発送します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 7 年 8 月 1 日（金）13 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和 7 年 8 月 1 日（金）13 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒512-8799　三重県四日市市智積町 6227

宛　先　四日市西郵便局留め

受取人　三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課
案件名　高速液体クロマトグラフ四重極型質量分析計一式の購入及び保守点検業務

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和７年８月１日（金）14時
場所　三重県四日市市桜町3684-11
三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の５以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が１者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract:

Purchase and maintenance of a complete set of high-performance liquid chromatograph quadrupole mass spectrometers.

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Friday, August 1, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 1:00 P.M. on Friday, August 1, 2025.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Friday, August 1, 2025.

(4)　Managing Authority:

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL: 059-329-3800

お　知　ら　せ

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により令和7年6月3日付け三重県公報第622号に登載しました、三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事に係る一般競争入札については、入札公告の内容に不備があったことから、令和7年6月5日に入札を取り止めました。

令和7年6月17日

三重県知事　一　見　勝　之

発行　三　重　県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　https://www.pref.mie.lg.jp/